

名簿の見方

・許可日は、本市で新規に許可を受けた年月日を記しており、許可証に記載された許可年月日と異なる場合があります。その場合、許可証には、「許可の更新又は変更の状況」欄に新規許可した日として記載されています。

・許可期限とは、受けている許可の有効期間が満了となる日をいいます。この名簿に記載された許可期限を過ぎていても、許可の更新がなされている場合があります。また、更新の許可申請中は、その処分(許可又は不許可)がなされるまで、従前の許可は有効であるとみなされます。

・許可の内容については、以下のとおりです。

(1)許可を受けた業種ごとに取り扱うことのできる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類を示しています。なお、許可を受けた種類の廃棄物であっても、許可上制限がある場合、あるいは処理方式により処理できないものがありますのでご注意ください。

(2)収集運搬業者の「積替え・保管」の欄の○印は「積替え・保管を含む」を示しています。

また、廃棄物の種類の表記についての説明は下記のとおりです。

○ ……積替え・保管なし

□ ……積替え・保管あり

◇ ……積替えあり・保管なし

(3)産業廃棄物のうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の状況については、表記しておりません。当課もしくは当該事業者までご確認ください。

(4)特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質の個々の状況については、表記しておりません。当課もしくは当該事業者までご確認ください。

(5)中間処理の処理方式等は、備考欄に示しています。詳細は当課もしくは当該事業者までご確認ください。

・電話番号欄には、所在地とは別の事務所の番号が記載されている場合があります。